

「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方

平成 22 年 12 月 14 日  
情 報 通 信 審 議 会



## 第1章 ユニバーサルサービス制度の見直しの背景

### 第1節 今回の検討の趣旨

<p>意見1 移行期におけるユニバーサルサービス制度は、二重投資の回避等により国民負担を最小化することが前提。</p>	<p>考え方1</p>
<p>「光の道」の実現によって、ブロードバンドが将来的にすべての世帯で利用され、いずれ広く国民に不可欠なサービスとなることが期待されていますが、それまでの移行期において、「光の道」の実現へのインセンティブが損なわれないことが重要と考えます。</p> <p>さらに、国民的資産を継承し、国民の負担によって電話ネットワークを維持してきたNTT東・西が、「光の道」実現に向け、メタルから光へのマイグレーションを進めていく過程の中で、メタル／光の二重投資の回避やメタル撤去、光化やIP化等によってコストを削減し、国民負担を最小化できることが今回の見直しの大前提であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>今回の制度見直しは、メタルの加入電話と光ファイバ整備との二重投資回避等の観点から行うものであり、今後、今回の制度見直しを踏まえた二重投資回避等が進展することを期待する。</p>
<p>「光の道」構想の実現に向けての過渡期である現在は、メタルと光アクセスの2重投資の回避などにより結果的に国民負担を最小にすることが必須事項と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>同上</p>
<p>メタル回線/光回線の二重投資の回避等によりコストの削減を図り、国民負担を最小化することも制度を健全に運営する上で重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>同上</p>
<p>意見2 NTT東西からの資本分離を伴うアクセス回線会社の設立、メタルの全撤去を併せて行うこと等により、アフォーダブルな料金の実現を担保することで、光ファイバ整備の促進等を図ることが急務。</p>	<p>考え方2</p>
<p>今回の議論は、本年5月18日に発表されたタスクフォースの「『光の道』構想実現に向けて-基本的方向性-」(以下、「基本的方向性」という。)において「光の道」の実現に資する制度の見直しが求められたことに端を発し、その目的は、光ファイバ整備の促進や新規メタル整備の回避、将来的なメタル撤去とされています。</p> <p>しかし、現状光IP電話が加入電話と同等料金水準で提供されていないことから、今回</p>	<p>今回の制度見直しは、メタルの加入電話と光ファイバ整備との二重投資回避等の観点から行うものであり、今後、今回の制度見直しを踏まえた二重投資回避等が進展することを期待する。</p> <p>なお、「光の道」構想に関しては、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の取りまとめ及び答申(案)等を踏ま</p>

<p>の答申案の内容にある光 IP 電話のユニバーサルサービス化を単独実施したとしても、NTT 東西殿はこれまで通りメタルの整備及び維持を継続しなくてはならない状況にあることから、実質的な制度の変更の意義は見出せません。</p> <p>従って、光 IP 電話をユニバーサルサービスの対象とするとともに、前述の NTT 東西殿の資本分離を伴うアクセス回線会社の設立、メタルの全撤去を併せて行うこと等により、アフォーダブルな料金の実現を担保することで、光ファイバ整備の促進等を図ることが急務であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>え、「光の道」構想を推進するための検討・取組を進めていくことが適当と考える。</p>
<p>意見3 「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」における当社の提案により、結果として、ユニバーサルサービス基金も不要になることから、この提案について十分な議論を行い、国民の意見も踏まえて結論を得るべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>従前より弊社共から意見させて頂いているとおり、そもそも、国民負担を前提とした現行のユニバーサルサービス制度は望ましくなく、ただちにその在り方について抜本的な見直しを行うべきと考えます。すなわち、現行のユニバーサルサービス基金による補てんを前提とした議論にとどめるのではなく、国民負担なしでユニバーサルサービスを実現するための具体的方策を議論することが必要です。</p> <p>現在、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」(以下、「タスクフォース」)において「光の道」の実現方策について議論されているところであり、弊社共は、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」という。)のアクセス回線部門の完全分社化(資本分離)を伴うアクセス回線会社の設立及び当該会社による税金ゼロでの光ファイバ全国整備(メタル全撤去)という方策を提案しています(※)。この方策により、通信インフラを最も効率的に整備可能であり、結果として、ユニバーサルサービス基金も不要になると考えられることから、弊社共提案内容について十分な議論を行い、国民の意見も踏まえて結論を得るべきと考えます。</p> <p>※ 弊社共提案については、以下弊社共提案資料を参照願います。</p>	<p>「光の道」構想に関しては、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」の取りまとめ及び答申(案)等を踏まえ、「光の道」構想を推進するための検討・取組を進めていくことが適当と考える。</p>

<p>「光の道の実現に向けて」(2010 年8 月23 日)  <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000078263.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000078263.pdf</a></p> <p>「光の道の実現に向けた新提案」(2010 年10 月25 日)  <a href="http://webcast.softbank.co.jp/ja/press/20101025/pdf/press_20101025.pdf">http://webcast.softbank.co.jp/ja/press/20101025/pdf/press_20101025.pdf</a></p> <p>「光の道の実現に向けて」(2010 年11 月9 日)  <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000088157.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000088157.pdf</a></p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクBB株式会社】  【ソフトバンクテレコム株式会社】  【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	
<p>意見4 「光の道」実現に向けては、メタル回線が撤去できる環境を早期に整えるため、適格電気通信事業者によってアフォーダブルな光IP電話単独メニューが全国的に提供されることが望ましい。</p>	<p>考え方4</p>
<p>今回の見直しにおいては、「ブロードバンドサービスと一体では提供されていない光IP電話を対象として検討することが適当」とされていますが、適格電気通信事業者以外の光IP電話を前提にした場合、最終手段の確保という点を考慮すれば、メタル撤去は現時点では直ちに実現できるものではありません。したがって、「光の道」実現に向けては、メタル回線が撤去できるような環境を早期に整えるため、適格電気通信事業者によってアフォーダブルな光IP電話単独メニューが全国的に提供されることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>今回の制度見直しは、メタルの加入電話と光ファイバ整備との二重投資回避等の観点から行うものであり、今後、より広範な地域においてユニバーサルサービスの対象となる光IP電話が提供されることが期待される。</p>
<p>意見5 「光の道」を促進するため、適格電気通信事業者が光IP電話を提供したエリアについては、ユーザーのコンセンサスを得ることを前提にメタル撤去を義務付けるべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>加入電話と光IP電話のどちらかを提供するかを「NTT東・西の判断」に委ねると、結果的に光IP電話の提供が遅れ、メタル撤去、メタルと光の二重投資の回避が達成されず「光の道」が促進されない懸念もあるため、適格電気通信事業者が光IP電話を提供したエリアについては、ユーザーのコンセンサスを得ることを前提にメタル撤去を義務付けるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>今回の制度見直しは、メタルの加入電話と光ファイバ整備との二重投資回避等の観点から行うものであり、今後、今回の制度見直しを踏まえた二重投資回避等が進展することを期待する。</p> <p>なお、「光の道」構想に関しては、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の取りまとめ及び答申(案)等を踏まえ、「光の道」構想を推進するための検討・取組を進めていくこと</p>

	が適切と考える。
意見6 NTT 東・西は IP 網へのマイグレーションの時期及び方法を具体的に明らかにすべき。	考え方6
<p>メタル回線を保有するNTT東・西は、議論の前提となるIP網への移行計画を公表したものの、コアネットワークである交換機からIP網へのマイグレーション時期を示したのみであり、アクセス回線であるメタルから光へのマイグレーション時期については、具体性に欠けていると言わざるを得ません。そのため、メタル回線の扱いや移行に伴う課題も含め、具体的に明らかにし、国民による議論の結果を踏まえた計画を策定し、その中で、例えばアフォーダブルな光IP電話単独メニューの導入やメタル回線の撤去をいつまでにどのように進めるのか等を国民に対して提示し確実に実行すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>NTT東・西は、本年11月に「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」を公表したところであるが、今後、さらに、答申(案)を踏まえた検討・取組に資する情報の積極的な提示等が期待される。</p>
<p>国民負担の最小化のためには、NTT 東西は補てんを受ける事業者の責任としてマイグレーションの時期及び方法を明確に提示し、確実に実行することが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	同上
意見7 「光の道構想」の整備方法が決定するまで、基礎的電気通信役務制度(ユニバーサルサービス制度)の在り方を決めるべきでは無いと答申すべき。	考え方7
<p>「光の道構想」の整備方法が決定するまで、基礎的電気通信役務制度(ユニバーサルサービス)制度の在り方を決めるべきでは無いと答申すべきと考えます。</p> <p>また、情報通信審議会は、「光の道構想」の整備方法が決定するまで、基礎的電気通信役務制度(ユニバーサルサービス)制度の在り方を決めるべきでは無いと答申すべき、と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>答申(案)は、「光の道」構想を早期に実現する観点から行うものであり、「『光の道』戦略大綱(H22.8.31)」に沿って検討を行ったものである。</p> <p>なお、光の道構想に関しては、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」の取りまとめ及び答申(案)等を踏まえ、「光の道」構想を推進するための検討・取組を進めていくことが適切と考える。</p>

## 第2節 検討の方向性

<p>意見8 移行期においては、基本的には電話時代のユニバーサルサービス制度の枠組みを継続すべきであり、検討の方向性は妥当。</p>	<p>考え方8</p>
<p>ア 移行期についての考え方          (ア)電話からブロードバンドへの移行          「光の道」構想が実現するまでの移行期において、ユニバーサルサービスとして確保されるべきサービスは引き続き「音声通話」(＝「電話」)であると考えます。このため、今回の見直しに際しても、基本的には電話時代のユニバーサルサービス制度の枠組みを継続すべきであり、この観点から、答申(案)における検討の方向性は妥当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>賛同のご意見として承る。</p>
<p>意見9 答申(案)は、移行期に限定した制度を整備する内容であって現実的な対応を示されており、概ね賛同。</p>	<p>考え方9</p>
<p>現行のユニバーサルサービス制度は、NTT東西のほぼ独占状態にあり、また既に全国あまねく提供されている加入電話およびそれを提供するためのメタルを維持することを目的とした制度であると認識しております。</p> <p>一方、ブロードバンドサービスと一体で提供されることが一般的な光IP電話は、今まさに複数事業者による競争状態にあり、また、それを提供するための光ファイバ等の設備も、現に整備中であります。</p> <p>弊社としましては、現行のユニバーサルサービス制度に、加入電話と異質な光IP電話をそのまま組み入れるのは適当でなく、制度設計自体を抜本的に見直すことが必要であると基本的には考えております。</p> <p>また、仮に現行のユニバーサルサービス制度をベースに見直す場合でも、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「光の道」構想が実現するまでの「移行期」に限定した制度を整備する</li> <li>・メタルから光ファイバを中心とするインフラへのマイグレーションの加速化を図るという目的が達成される、必要最小限の範囲に止めるべきであると考えております。</li> </ul> <p>その点、本答申(案)は、以上の観点を踏まえた現実的な対応を示されていると考えますので、概ね賛同するところであります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>賛同のご意見として承る。</p>

## 第2章 ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲

### 第2節 国民生活に不可欠なサービス(essentiality)

<p>意見10 停電時における通信手段確保の観点から、加入電話の代替として光IP電話を提供する地域であってもメタル回線の提供を残すべき。</p>	<p>考え方10</p>
<p>ユニバーサル・サービスの実現における議論では、Data通信に加えて光電話も同時に含めて推進する方針が打ち出されている。しかしながら、災害時には一般家庭などにおいて、停電が発生すれば、メタリック加入回線がない場合、携帯電話以外に外部とのコンタクト手段が失われることになる。</p> <p>このような状況を想定し、メタリック加入回線を残しておくべきと思量いたします。携帯電話においても周知の通り、災害による基地局損傷や充電不足、さらに電波不具合時に生ずる急速な電池残量減(基地局とのリンクが失われた場合に、携帯電話端末は、やたらに位置情報電波を出して電池消費を引き起こす)など、肝心のときに役立たないこともある。</p> <p>筆者の経験でも、台東区池之端3丁目地域が本年春頃、地域全体が停電した際、光電話が使えなくなり、危機感を覚えたことがあった。この経験を経て自宅では、フレッツの光電話を解約し、以前契約していたメタリック加入回線を、工事費を支払って復活させた経緯がある。従って、個人的経費も増加したが、安全確保のためやむを得ないことと考えている。</p> <p>以上、意見を述べさせて頂きました。同様の配慮はすでに論議されておるものと思量いたしますが、一意見としてお取り上げ頂きますよう、お願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>停電時における光IP電話の利用については、①我が国では、近年、停電件数が減少しており、諸外国と比べても停電が少ないこと、②携帯電話の普及が進んでおり、携帯電話が利用可能な世帯では、停電時にも携帯電話からの通話が可能であること、③停電時でも光IP電話の利用確保が必要な利用者に対しては、端末側で停電対応機器の設置を行う等の対策をとれば一定の利用は確保できること、なども考慮すればユニバーサルサービスとして許容できる範囲のものと考えられる。</p> <p>なお、ユニバーサルサービスとして光IP電話が提供される場合には加入電話との違いについて利用者が必要とする情報をより分かりやすい形で提供していくことが望ましいと考えられる。</p>
<p>光IP電話になると、端末に電源が必要で停電時に使用出来ないのは明らかであるが、停電が起きた場合、その復旧作業に当たるのは、NTT東西のような通信事業者でなく電力会社である。要は別会社である。</p> <p>電力会社の復旧を待たないと使えないという状況下で、かつ人命の救助、災害の救援などが発生し、携帯電話も使えない状況下(エリア外等)での光IP電話は、現状の局給電</p>	<p>同上</p>



<p>のあるメタル式の電話回線より著しい信頼の低下であると考える。</p> <p>また、近年の気象状況を見ると、都心部では夏のゲリラ豪雨で一部停電があったり、直近では奄美大島にもたらした大雨の影響で生活インフラそのものが使えなくなる事態も発生している。天災、地震などによる影響はこればかりではないが、電波法の目的外通信（第52条の4）にある非常通信を使うことは最終手段であって、光IP電話(光IP公衆電話含む)も携帯電話も(エリア外、通話制限で)使えないといった信頼性であってはならないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見11 局給電のない光IP電話を推進するのであれば、局給電機能が可能なさらなる発展型の光IP電話を開発すべき。</p>	<p>考え方11</p>
<p>現段階では「光の道」構想は光IP電話となっているが、停電時の対応を考慮すると、いまの光IP電話が最良か？ということ再度を検討して頂きたいと考える。もし、いまの光IP電話を推し進めたいのであれば、光ファイバーを通る光のエネルギーで端末に必要な電力が供給できる技術の開発をし、局給電機能が出来るさらなる発展型の光IP電話の開発をすべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>光IP電話に局給電機能がないことに関し、その改善方法の研究・開発等を進めることは有益と考えられ、ご意見として承る。</p>

### 第3節 誰もが利用可能な料金 (affordability)

<p>意見12 光IP電話の料金水準は、見直し趣旨等に照らして妥当。ただし、加入電話の料金水準を過度に意識すると、光ファイバの整備に抑制的な影響を及ぼし、補填増を招きかねないため回避すべき。</p>	<p>考え方12</p>
<p>現行制度をベースに考える場合、「電話」をユニバーサルサービスの対象とするとの前提のもと、ブロードバンドサービスと一体では提供されていない光IP電話を対象として制度整備を行うとしている、本答申(案)は、見直し趣旨等に照らして妥当であると考えます。</p> <p>しかしながら、この場合においても、光IP電話の料金水準を考える際に、以下のように</p>	<p>賛同のご意見として承る。</p> <p>なお、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲については、今後、例えば、現在、自治体IRU地域で提供されている光IP電話の基本料額を超える場合についても、光ファイバ整備促進等の観点から認められる場合があるかどうかといった点等に</p>

<p>技術や設備、歴史的経緯が大きく異なる加入電話の料金水準を、ベンチマークとして過度に意識して規定することは、事業者による光IP電話の新規投入や、それを提供するための光ファイバ等の整備に抑制的な影響を及ぼすおそれがあるとともに、万一補てん対象とする場合にユニバーサルサービス料の高騰を招きかねないため、避けるべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入電話の料金体系は、コストを反映したものではなく、また、料金水準についても、施設設置負担金があったからこそ実現したもの</li> <li>・ 光IP電話を提供するための光ファイバ等の設備は、現に整備中であり、またその整備コスト等を考慮すると、自治体IRU地域向けやマンション向け等、極めて限定的な場合を除き、当面の間は加入電話レベルの料金設定は困難</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>についても、今後のサービスの提供状況や利用動向等を踏まえ、検討を行っていくことが適当である。</p>
<p>対象となる範囲については、サービスごとの提供実態を踏まえて慎重に検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>同上</p>
<p>意見13 「加入電話に相当する」料金水準については、一律の基準のみで判断すべきではなく、当該自治体や当該地域の利用者のコンセンサスを前提に、地域毎に一定の料金幅を「加入電話に相当する」と認めるべき。</p>	<p>考え方13</p>
<p>「加入電話に相当する光IP電話」をユニバーサルサービスの対象として整理するにあたっては、低廉性の要件を含めユニバーサルサービスの3要件に照らして十分に検討することが必要であると考えますが、現時点、NTT東西においては、国等からの補助金を活用して自治体が構築した設備を借り受けることを前提に提供している公設民営のIRU方式で、ブロードバンドと一体では提供されない光IP電話であれば、「加入電話に相当する光IP電話」の要件を概ね満たしているものと考えます。</p> <p>その場合、「加入電話に相当する」と言える料金水準については、一律の基準のみで判断すべきではなく、当該自治体や当該地域の利用者のコンセンサスを前提に、地域毎に一定の料金幅を「加入電話に相当する」と認めることが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>答申(案)では、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話について、「少なくとも、現行の加入電話の住宅用基本料額の範囲内で提供されるのであれば、移行期におけるユニバーサルサービスとなりうるものと考えられる。」とした上で、光ファイバ整備等の事情がある場合には「現行の加入電話の住宅用基本料額の範囲を超える場合でもユニバーサルサービスとなりうるものと考えられる。」とし、こうした場合でも「現行の自治体IRU地域で提供されている光IP電話の基本料額の程度であれば、現行の加入電話の住宅用3級局の基本料額と比較しても、1割に満たない範囲での違いであり、妥当な範囲の料金と考えられる。」としており、こ</p>

<p style="text-align: center;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>の答申(案)に沿った基準を設けることが適当と考えられる。</p>
<p>意見14 電話サービスと共存する、ADSLなどの利用者メリットの高いインターネット接続サービスについても評価の範囲に入れ、総合的に利用者が負担する料金額が値上がりすることも勘案すべき。</p>	<p>考え方14</p>
<p>答申案では、電話サービスのみを対象にして、検討が行われておりますが、電話サービスと共存する、ADSLなどの利用者メリットの高いインターネット接続サービスについても評価の範囲に入れておくことが必要と考えています。</p> <p>加入電話を光IP化することで、ADSLも利用出来なくなりますが、FTTHとADSLは料金格差が依然としてあるため、総合的に利用者が負担する料金額が値上がりすることも勘案する必要があります。</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社】 【イー・モバイル株式会社】</p>	<p>ADSLなどのインターネット接続サービスは、現在、ユニバーサルサービスの対象ではないが、加入電話の新規提供を終了する場合、ご指摘の状況が生じることがないかどうか注視する必要があると考えられる。</p>
<p>意見15 アフォーダビリティの要件を充たさない光IP電話については、個人向けか法人向けかに拘わらず、ユニバーサルサービスの対象外であると理解。</p>	<p>考え方15</p>
<p>アフォーダビリティの要件を充たさない光IP電話については、個人向けか法人向けかに拘わらず、ユニバーサルサービスの対象外であると理解しています。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>答申(案)においては、個人向けか法人向けかの区別なく、ユニバーサルサービスの対象となる範囲の料金水準を示しているものである。</p>
<p>意見16 当面、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話をプライスカップ規制のような料金規制の対象にする必要はない。</p>	<p>考え方16</p>
<p>「当面、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話を加入電話のプライスカップ規制のような料金規制の対象にする必要はない」とする答申(案)に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>賛同のご意見として承る。</p>

### 第3章 電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方

#### 第1節 基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲

意見17 加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とする答申(案)に賛同。	考え方17
<p>公正な競争の確保や利用者利益の確保の観点から、本来、すべての事業者の加入電話に相当する光IP電話がユニバーサルサービスの対象になるものと考えます。しかしながら、今回、加入電話又は加入電話に相当する光IP電話を対象とする点を考慮すれば、加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とすることは案として取り得るものと考えます。</p> <p>また、NTT東西の光IP電話のみを対象とすることについては、相対契約の禁止等のユニバーサルサービスに関する規制がNTT東西のみに課されることから公正な競争の確保の観点から問題があること、利用者にとっては同様のサービスであるにも関わらず、NTT東西以外のサービスには、その適切、公平かつ安定的な提供に努める義務が課されないことから利用者利益の確保の観点からも問題があることから、選択肢として取るべきでないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>賛同のご意見として承る。</p> <p>なお、答申(案)の検討においては、基礎的電気通信役務に関する制度の趣旨、今回の見直しの趣旨等を総合的に勘案した結果、加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とすることが適当としているものである。</p>
<p>現行制度をベースに考える場合、現行制度の趣旨や今回の見直し趣旨であるメタルと光ファイバの二重投資等の回避、その他法技術上の問題を総合的に勘案して、加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とするとしている、本答申(案)は現実的な選択であると考えます。</p> <p>仮に、全ての事業者の光IP電話を基礎的電気通信役務に関する規制の対象とした場合、一般の電気通信事業者が、新たに光IP電話を提供しようとするインセンティブを阻害することになる等、成長途上にある光IP電話市場への影響が懸念されますので、少なくとも、全ての事業者の光IP電話を対象とすることは適当でないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>同上</p>

<p>現行制度の趣旨および「光の道」整備へ向けた見直しの趣旨（二重投資の回避）等がかんがみ、答申(案)③「加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とすること」に賛同します。</p> <p>たとえば案①で進められた場合、本規制の対象となることを懸念し、光IP電話を提供しようとする意欲を阻害する要因になりかねないと考えます。</p> <p>また、現在、光 IP 電話を提供している多くの事業者は、ブロードバンド回線にバンドルして付加価値・利活用のひとつとして提供していると思われ、基礎的電気通信役務に関する規制の対象とすることになじまないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エネルギー・コミュニケーションズ】</p>	<p>同上</p>
<p>「光の道」実現に資する今回の見直しの趣旨に沿っていることから、答申(案)③の案での実施に賛同します。</p> <p>③の案においては、①案のようにメタルから光への移行を促す効果が得られない事業者に対して規制強化のみが生じることもありません。また、②案において懸念される、NTT東西のみが適格事業者となることで、利用者の信用がNTT東西に偏り、ひいては事業者間の公正競争環境の確保に問題が生じることもありません。従って、当社としましては、③案が最も適当な案であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STNet】</p>	<p>同上</p>
<p>○基礎的電気通信役務の規制の適用範囲として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① すべての事業者の光IP電話を対象とする場合</li> <li>② NTT東・西の光IP電話を対象とする場合</li> <li>③ 加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とする場合</li> </ul> <p>の3案のうち、「③の案が適当」とする答申案に賛同します。</p> <p>○①案については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二重投資回避の効果が必ずしも期待できない</li> <li>・全国どこでも地域間格差なく利用できるとするユニバーサルサービスの主旨に反し、地域の IP 電話事業者までも対象となることから適当ではない。</li> </ul>	<p>同上</p>

<p>○②案についても、NTT 東西に限定されていない現行制度の考え方と整合しておらず、適当ではない。</p> <p>○以上のことから、①案・②案での課題がなく、今回の見直しの趣旨とも整合する③案が適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【九州通信ネットワーク株式会社】</p>	
意見18 全ての0AB～J-IP電話を基礎的電気通信役務の対象とすべき。	考え方18
<p>基礎的電気通信役務の対象は技術中立性の観点から便益性を考慮し全ての0ABJ-IP電話を対象とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>答申(案)の検討においては、基礎的電気通信役務に関する制度の趣旨、今回の見直しの趣旨等を総合的に勘案した結果、加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とすることが適当としているものである。</p>
<p>基礎的電気通信役務の対象は、基本的に、光IP電話に限らず加入電話とほぼ同等の機能及び利便性を有する全ての0ABJ-IP電話と加入電話とすることが適当です。</p> <p>ケーブルテレビのネットワークは現在多くがHFCですが、①HFCからFTTHへの移行(HFCのFTTH化)は技術的に極めて容易であり、また②ケーブルテレビの提供する0ABJ-IP電話は光IP電話に比べ品質的にも遜色がありません。また、ブロードバンドアクセス時代において、今後特に条件不利地域等において適格電気通信事業者の指定を受けることを希望する事業者が少なからず存在するという事情があります。これらを踏まえ、技術的中立性及びサービスの便益性等の観点から、アクセスラインの形態は必ずしも光網(FTTH)に限定する必要はないと考えます。</p> <p>この考え方は、「光の道」戦略大綱の「主に想定する技術はFTTHとし、一部のケーブル(HFC)等にも一定の代替的役割を期待する」旨の記述とも整合的ですが、仮に光IP電話のみをユニバーサルサービスの対象とした場合、条件不利地域等において、メタル回線の撤去後も不採算等の理由からFTTHが整備される見込みがないもののHFCにより既に超高速ブロードバンド網が整備されている地域において、光IP電話のためだけにHFCの上に採算の取れないFTTH網を整備する必要が生じてしまうといった二重投資問題が現実発生しうる可能性があります。(資源の無駄であり、戦略大綱の記述とも不整合。)</p>	<p>同上</p>

<p>また、メタル回線の撤去によって加入電話が提供されなくなった地域でも、光に限定されないIP電話による補完が可能になれば、NTT東西のメタル回線の撤去促進及び超高速ブロードバンドの全国普及が同時に加速される効果も考えられます。</p> <p>つまるところ、現状では利用者にとってアナログ電話に代わる一定の機能、品質を有する電話役務が利用できることが肝要であって、この手段を光のみに限定することは合理性を欠く整理といえます。</p> <p>この点については、答申（案）第5章第4節において今後改めて検討すべき課題とされていますが、上述の理由、特に現在の整理がむしろ二重投資を引き起こしかねない可能性が危惧される可能性があること等も考慮すれば、先延ばしせず速やかに検討し、結論を得ることが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	
<p>意見19 適格電気通信事業者以外の光IP電話については、今回の見直しの趣旨であるメタル撤去、メタルと光の二重投資の回避の実効性の観点から、これをユニバーサルサービスの対象とすることは必ずしも妥当ではない。</p>	<p>考え方19</p>
<p>答申(案)中の③の案のように「加入電話を提供している事業者の光IP電話をユニバーサルサービスの対象」とした場合に、上記のとおり適格電気通信事業者以外の光IP電話については、今回の見直しの趣旨であるメタル撤去、メタルと光の二重投資の回避の実効性を現時点では確保できないため、適格電気通信事業者以外の光IP電話をユニバーサルサービスの対象とすることは必ずしも妥当ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>答申(案)の検討においては、基礎的電気通信役務に関する制度の趣旨、今回の見直しの趣旨等を総合的に勘案した結果、加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とすることが適当としているものである。</p>
<p>意見20 基礎的電気通信役務に課される約款等の規制については、過度な規制にならないよう配慮して検討していくべき。</p>	<p>考え方20</p>
<p>現時点、ユニバーサルサービスの対象となりうるNTT東西の光IP電話の提供はごく一部の特定地域に限られており、約款等に関する規制の在り方については、事業者にとって過度な規制とならないことに配慮し、導入方法・時期等に関して慎重に検討していく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>答申(案)を踏まえた省令改正等の今後の制度整備において、事業者に過度な負担とならないよう検討を進めることが適当と考えられる。</p>

<p>現時点、ユニバーサルサービスの対象となりうるNTT東西の光IP電話の提供はごく一部の特定地域に限られており、約款等に関する規制の在り方については、約款化することによって却ってお客様利便を損なわないよう配慮する必要があるとともに、会計整理においては、事業者にとって過度な規制とならないことに配慮し、導入方法・時期等に関して慎重に検討していく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>同上</p>
<p>今回の見直しにおける約款等の規制については、加入電話を提供しているか否かではなく適格電気通信事業者であるか否かを前提に考慮することがより適切です。仮に、答申(案)のとおり、「加入電話を提供している事業者の光IP電話」をユニバーサルサービスの対象とした場合、同じ品質水準、同程度の料金水準の光IP電話を提供する事業者であっても、加入電話の提供有無だけで適用される規制が異なることになり、機動的な料金設定ができない等、公平な競争状態ではなくなることが懸念されます。</p> <p>以上より、適格電気通信事業者以外の光IP電話はメタルの撤去に直ちには結びつかないことから、基礎的電気通信役務に課される各種規制については対象外とするか、より軽易な最小限の規制とし、過度の規制強化は回避すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>同上</p>
<p>本答申(案)のとおりとする場合においても、対象となる事業者の営業活動等への影響を軽減するため、例外的に相対契約を許容する等、規制内容の一部緩和を検討することは必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>同上</p>
<p>基礎的電気通信役務の規制(例えば約款の届出義務など)については廃止など大幅に緩和すると同時に、補てんを受ける適格電気通信事業者はその義務として会計等の一層の峻別化を行うことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>同上</p>
<p>適格事業者でないにも関わらず、すべての事業者・地域で「光等IP電話」が基礎的電気通信役務としての規制を受けることについては、会計整理義務等の規制が重すぎるとの根強い意見があります。このため、最低限確保すべきユニバーサルサービスの本旨に</p>	<p>同上</p>



<p>かんがみ、①複数の加入者系アクセス設備が存在し複数の事業者が役務を提供している地域と②条件不利地域などアクセス設備が単独でしか存在しない地域など、利用者の役務利用環境の違い等に着目した区分を行うなどして、可能な限り事業者の規制負担の軽減に努めて頂きますよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	
<p>意見21 今後の加入電話からIP電話への進展状況を踏まえ、適時、基礎的電気通信役務に関する現行制度の見直しを行うべき。</p>	<p>考え方21</p>
<p>③の案に関し、メタルから光への移行が相当程度進み、加入電話が極めて少なくなった場合には、制度の見直しをご検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エネルギー・コミュニケーションズ】</p>	<p>答申(案)に示したとおり、引き続き今後の競争状態を注視していく必要があるとともに、メタルから光への移行が相当程度進んだ場合には制度の見直しについて改めて検討することが適当と考えられる。</p>
<p>(ウ)においてご指摘のとおり、③の案においては加入電話から光IP電話への移行が進むことにより、加入電話が極めて少なくなった将来においては、加入電話提供という適用条件の存在が薄れ、実態にそぐわなくなる時期が到来するものと想定されます。その際には、市場環境や競争環境を踏まえた制度の見直しをご検討いただくことをお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STNet】</p>	<p>同上</p>
<p>意見22 NTT東西はユニバーサルサービスとして光IP電話を提供する場合には、公正競争の観点から営業面でのファイヤウォールの在り方を検討するなど然るべき措置を講ずべき。</p>	<p>考え方22</p>
<p>今後、NTT東西が、競争地域にて、ユニバーサルサービスの対象となりうる光IP電話を提供し、加入電話の新規提供の終了を行うケースが想定されます。</p> <p>この場合、116窓口において現在禁止されている加入電話から光IP電話へのマイグレーションの案内が行われる等して、独占時代からの加入電話の独占性が光IP電話に継承されることになりかねません。</p> <p>同時に、光IP電話への加入は、これと同一光ファイバ上で提供されるブロードバンドサービス等の他の光サービスへの加入の敷居を下げることとなりますので、NTT東西は自</p>	<p>NTT東・西は、NTT法に定める活用業務として認可を受けて、光IP電話サービスを提供しているが、当該認可申請に当たり、自ら講じる措置として、電話の業務で取得した顧客情報について、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないことを掲げている。また、特に一般ユーザ向けサービス及び次世代ネットワークを利用したサービスについては、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって他事業者が利用できないものを</p>

<p>社の光サービスの潜在顧客を獲得することにもなります。</p> <p>そのため、NTT東西に、このような優位性が生じることがないように、あらかじめNTT東西における営業面でのファイアウォールの在り方等を検討し、然るべき措置を講じていただくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>用いた営業活動を行わないことが認可条件として付されているところである。</p> <p>総務省においては、上記認可条件等を含めた公正競争条件の遵守状況等について引き続き注視するとともに、必要に応じて適切な措置を講じていく必要があると考えられる。</p>
<p>意見23 適格電気通信事業者によってアフォーダブルな光IP電話単独メニューが全国的に提供される場合には、従来メタル回線上で実現していた競争環境を引き続き確保できるよう、公正な接続条件の担保が必須。</p>	<p>考え方23</p>
<p>2010年6月末時点で、FTTHの契約数が1,856万契約であるのに対し、OABJ-IP電話の契約数は約1,538万契約であり、IRU地域においては光IP電話単独利用が比較的多いことを勘案しても、ほとんどのユーザーがブロードバンドサービスと一体で提供されている光IP電話を利用していると推測されます。近年、FTTHによるブロードバンドサービスの増加率は鈍化傾向にあることから、敷設済みの光ファイバの利用率を高めるとともに一層の光ファイバ整備を促進するためには、前述のとおり、アフォーダブルな光IP電話単独メニューの導入が必要と考えます。ただし、その際には、従来メタル回線上で実現していた競争環境を引き続き確保できるよう、公正な接続条件の担保が必須であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>光ファイバの利用率を高めるとともに一層の光ファイバの整備を促進するためには、事業者間の公正な競争環境を確保しつつ、取組を進めていくことが適当と考えられる。</p> <p>なお、PSTNのマイグレーションに当たっては、その早期実現を図る観点からも、現行のNGNにおいて実現していないサービス・機能等の扱いを整理することが必要となると考えられる。</p>

## 第2節 NTT東・西による加入電話の新規提供の終了の在り方

<p>意見24 今回のユニバーサルサービス制度の見直しにより、加入電話の新規提供を行わない場合には電気通信事業法25条の規定と齟齬をきたさないことを明確化すべき。</p>	<p>考え方24</p>
<p>今回のユニバーサルサービス制度の見直しにより、加入電話に相当する光IP電話を提供できる地域において、加入電話の新規提供を行わないこととする場合には、現時点、加入電話が基礎的電気通信役務に該当し、現に加入電話を提供可能な環境にある</p>	<p>答申(案)に示したとおり、省令改正等の今後の制度整備において、円滑かつ適切な制度運営が行えるよう、電気通信事業法第25条第1項と齟齬をきたさない方策を検討することが望まれ</p>

<p>ことから、電気通信事業法第25条第1項「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければその業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない」の規定と齟齬をきたさないことを、明確にさせていただく必要があるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>る。</p>
<p>意見25 光IP網へのマイグレーションにおいては、ADSL等のブロードバンドサービス、マイラインなど接続事業者のサービスへの影響を考慮すべき。</p>	<p>考え方25</p>
<p>加入電話の新規提供終了について、まずは国民の理解を得ることが重要ですが、光IP網へのマイグレーションにおいては、加入電話の視点だけではなく、それに加えて先述したADSL等のブロードバンドサービス、マイライン等々の接続事業者が提供しているサービスへの影響を考慮すべきと考えます。</p> <p>たとえば、FTTHとADSLとの間で、利用者料金水準に大きな隔たりがある状況を据え置いたまま、加入電話の申込を完全に受け付けないようにするというのは、利用者の選択の幅を縮め、利用者利便の観点ではデメリットであると考えます。</p> <p>また、この課題については、事業者間の公正競争上の問題も多いため、ユニバーサルサービス制度の枠組みだけで議論することは、適切ではありません。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】 【イー・モバイル株式会社】</p>	<p>ADSLなどのインターネット接続サービスは、現在、ユニバーサルサービスの対象ではないが、ご指摘の点は「光の道」構想全体と関わりがあるものであり、加入電話の新規提供の終了を行う場合、ご指摘の状況が生じることがないかどうか注視する必要があると考えられる。</p> <p>なお、PSTNのマイグレーションに当たっては、その早期実現を図る観点からも、現行のNGNにおいて実現していないサービス・機能等の扱いを整理することが必要となると考えられる。</p>

## 第4章 補填の在り方

### 第1節 補填の要否

<p>意見26 補填対象額の算定方式について、当面、現行の仕組みを維持すべきであり、光IP電話への補填は不要。</p>	<p>考え方26</p>
<p>移行期においては、従来と同様に「高コスト地域における加入電話の維持コストを補てんする」答申(案)の考え方に賛同します。</p> <p>高コスト地域における光IP電話の多くは、総務省殿の地域情報化施策をはじめとする国の補助金事業や自治体が独自に構築した光ファイバ網により提供されています。</p> <p>多大なコストが必要になる設備の建設費に対しては、別の枠組みで公的資金が補っておりますので、ユニバーサルサービスによる設備建設に対する更なる補てんは不要であると考えられます。</p> <p>なお、加入電話の維持運用に関する費用については、従来と同様にユニバーサルサービスによる補てんが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STNet】</p>	<p>賛同のご意見として承る。なお、答申(案)に示したとおり、光IP電話の補填については、今後、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の提供状況や、加入電話から光IP電話への移行状況等を踏まえ、算定の見直しの検討を行っていくことが必要であると考えられる。</p>
<p>光IP電話の補てんについて現行は不必要である見解に賛成します。また、今後に備え算定方式等検討を開始することに賛同するとともに早期の検討開始をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>同上</p>
<p>NTT東西の光IP電話は、当面は自治体IRU地域が想定され、かつ、当該地域は補助金等を受けた自治体により設備構築が行われ、サービス提供されることから、直ちに補てんしなければならない状況にないとする答申案に賛同します。</p> <p>自治体IRU地域における光IP電話には、既に地域イントラなど国の補助金が投入されており、ユニバーサルサービスによる更なる補てんは、二重補てんとなることから適当ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社九州通信ネットワーク株式会社】</p>	<p>同上</p>
<p>(1)補てんの要否</p> <p>NTT東西の光IP電話について、直ちに補てんしなければならない状況になく、補てん</p>	<p>同上</p>

<p>対象額の算定に際しての、コストの算定方法、補てん対象地域の特定方法、補てん対象額の算定方式は、当面は現行の仕組みを維持するとしている、本答申(案)に賛同いたします。</p> <p>また、ブロードバンドサービス等の他の光サービスと同一光ファイバ上で提供される光IP電話を補てん対象とした場合、実態的には、交付金がブロードバンドサービス等の他の光サービスのためのインフラ整備費用や営業費用に使用される状況になり得ることから、透明性・納得性の高い形で、厳密かつ確実に対象となる光IP電話のコストを把握できる手法が開発されない限りは、今後とも補てんを行うことは適当ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	
<p>光IP電話は、現時点では、不採算地域を含めて全国あまねく展開する義務が課されているわけではなく、各社の経営判断に基づいて展開されていることから、現行制度の下では補てんする必要はないと考えます。</p> <p>とりわけ、適格電気通信事業者による光IP電話単独メニューの提供は、当面、自治体IRU地域に限られており、自治体によって構築された設備を低コストで調達した上で、サービス提供が行われていることから、答申(案)のとおり、補てんは不要と考えます。</p> <p>ただし、将来的に光IP電話が構造的に著しい赤字に陥ることになった場合には、別途その維持について新たな枠組みを検討することが考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>同上</p>
<p>補てん対象は、引き続き加入電話のみとすべきと考えます。</p> <p>そもそもユニバーサルサービス制度に基づく加入電話への補てんは、競争進展により、NTT東西殿での内部補助によるコスト負担が困難となったルーラルエリアのサービス維持を図るため導入された制度であり、競争状況が全く異なる(むしろ、FTTHについてはNTT東西の独占化が進行)光IP電話への補てんについては、要件を満たさず、また公正な競争を阻害するものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】 【イー・モバイル株式会社】</p>	<p>同上</p>
<p>意見27 今後、光IP電話への補填の在り方を検討する場合、競争環境への影響を回避</p>	<p>考え方27</p>

<p>するため、透明性・納得性の高い形で、厳密かつ確実に対象となる光IP電話のコストを把握できる手法を開発することが重要。</p>	
<p>今後、仮に、補てんの在り方を検討する場合には、以下に例示するような観点等に十分留意しつつ、慎重に検討を進めていただくことが重要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光IP電話以外の光サービスを、競争的に提供するために構築した設備のコストが含まれていないか</li> <li>・同一の光ファイバ上で複数の光サービスが提供されるなか、光IP電話部分だけのコストを厳密に算定できているか</li> <li>・光IP電話以外の光サービスのものを含め、販売促進費用等が含まれていないか</li> <li>・NTT東西における高コスト地域に、競争事業者が存在しないか 等</li> </ul> <p>(2)競争環境への影響</p> <p>前述のとおり、競争環境への影響を回避するためには、まず、実態的に、交付金がブロードバンドサービス等の他の光サービスのためのインフラ整備費用や営業費用に使用される状況にならないよう、透明性・納得性の高い形で、厳密かつ確実に対象となる光IP電話のコストを把握できる手法を開発することが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>答申(案)に示したとおり、補填対象額の算定方式の見直しの検討において、光IP電話のコストの算定を行うことが必要となる場合には、光IP電話はメタルの加入電話とはネットワークの形態が異なり、新たな検討が必要と考えられる。</p>
<p>意見28 ユニバーサルサービスに係る基金規模や負担方法の在り方等について検討すべき。また、光IP電話に係る補てん対象額の算定方式について、現時点での検討は時期尚早。</p>	<p>考え方28</p>
<p>ユニバーサルサービス基金制度は国民生活に不可欠なサービスを維持するために創設されたものでありますが、実際の赤字(H21年度東西計▲1,185億円)が大幅に生じている中で、現行の補填額算定方法では補填の規模は約150億円となっており、残りは当社が負担しております。このような状況下において、新たな基金制度の仕組みについて検討するためには、適正な基金規模や負担方法の在り方等について、国民のコンセンサスを得つつ十分な議論を踏まえながら、具体的な制度設計を検討していくことが重要であると考えます。</p> <p>また、ユニバーサルサービスの対象とすることが適当とされている公設民営のIRU方</p>	<p>答申(案)に示したとおり、補填対象額の算定方式については、当面は現行の仕組みを維持することが適当と考えられるが、光IP電話の補填については、今後、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の提供状況や、加入電話から光IP電話への移行状況等を踏まえ、算定の見直しの検討を行っていくことが必要であると考えられる。</p>

<p>式での光IP電話の提供はごく一部のエリアに限られており、補填額の算定に際しての、コストの算定方法、補填対象地域の特定方法、補填額の算定方式については、今後、大部分のエリアで提供される具体的なサービスの出現を踏まえ、検討することが適当であり、現時点で検討を開始することは時期尚早であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>	
<p>意見29 0AB～J-IP 電話をユニバーサルサービスの対象とする場合には、補填を事業開始当初より行い、加入電話のコスト算定とは異なる枠組みにおいて合理的な方法で行うべき。</p>	<p>考え方29</p>
<p>新たに0ABJ-IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合には、0ABJ-IP電話を提供する適格電気通信事業者への補填も事業開始当初より行い、0ABJ-IP電話のコストの算定については、加入電話のコスト算定とは異なる枠組みにおいて合理的な方法で行われ、コストが最低限となる必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>答申(案)に示したとおり、補填対象額の算定方式については、当面は現行の仕組みを維持することが適当と考えられるが、光IP電話の補填については、今後、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の提供状況や、加入電話から光IP電話への移行状況等を踏まえ、算定の見直しの検討を行っていくことが必要と考えられる。</p> <p>なお、この算定の見直しの検討において、光IP電話のコストの算定を行うことが必要となる場合には、光IP電話はメタル加入電話とはネットワークの形態が異なり、新たな検討が必要と考えられる。</p>

## 第2節 光IP補正の要否

<p>意見30 光IP補正は必要であり継続すべき。</p>	<p>考え方30</p>
<p>現行の加入電話の補填額の算定方法における光IP補正については、算定の仕組み上、全国の加入電話の施設数の減少に伴い高コスト地域の加入電話の施設数が減少していないにも関わらず補填額が減少することを補正する目的で実施しているものであり、現行の算定方法を継続する限りは、こうした補正を継続する必要があると考えことから、「補てん対象額の算定方法の変更を行う必要はなく、光IP補正についても継続するこ</p>	<p>賛同のご意見として承る。なお、光IP補正の具体的な実施手法については、今後、光IP電話の提供状況や、加入電話から光IP電話への移行の進展、その影響度合いも見極めつつ、必要に応じて検討することが適当と考えられる。</p>

<p>とが適当」とする答申(案)に賛同いたします。</p> <p>なお、光IP補正の今後の検討にあたっては、現在の補正が、実際の高コスト地域(4.9%地域)の加入電話に対する補填に近づける一定の効果はあるものの、実質的な補填対象回線が十分なものになっていないことを踏まえ、検討する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>	
<p>意見31 光IP補正は不要であり廃止すべき。</p>	<p>考え方31</p>
<p>現行の光IP補正について、光IP電話の移行は進んでいるため、移行のインセンティブを高めると共に国民負担の最小限化のためにも早々なる補正の廃止をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>加入電話への補填額の算定の在り方については、①現行では対象となる地域が限定されていること、②当該自治体IRU地域においても、直ちに加入電話サービスを終了することはできないと考えられ、現時点でこの地域の加入電話維持コストを除外することは適当ではないことから、基本的に、補填対象額の算定方法の変更を行う必要はなく、光IP補正についても継続することが適当と考えられる。</p>
<p>加入電話から光IP電話への移行は、NTT東・西が経営判断によって行っているものであり、「光の道」の推進や国民負担の最小化に向けて、今回の見直しの趣旨であるメタル撤去を前提とすべきであることを踏まえると、未使用メタルのコストは自ずと削減されることから光IP補正は不要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>同上</p>
<p>現行、加入電話の補填額算定にあたり行われている光IP補正については、暫定的措置としての役目を終えつつあり、国民負担の最小化に向け、不要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>同上</p>
<p>光IP電話のユニバーサルサービス化にともなって、光IP補正も同時に廃止すべきと考えます。光IP補正を継続させる理由として、「①地域が限定されていること」、及び「②IRU地域でも加入電話の終了が出来ないこと」の2点が挙げられていますが、そもそも今回の見直しの目的である「二重投資の回避」とも平仄がとれず、補てん額の算定における公平性を確保することを優先させるべきと考えます。</p>	<p>同上</p>



【イー・アクセス株式会社】  
【イー・モバイル株式会社】

### 第3節 その他

<p>意見32 光IP電話に補填を行うことについて検討を行う場合においては公正な競争環境への影響についても留意することが必要。</p>	<p>考え方32</p>
<p>「今後、光IP電話に補てんを行うことについて検討を行う場合においては公正な競争環境への影響についても留意していく必要がある」とする答申(案)に賛同いたします。</p> <p>今回の見直しにおいては、主として光IP電話を単独で提供するものが想定されているように思われますが、実際には多くの場合FTTHによるブロードバンドサービスと一体的に提供されております。</p> <p>この場合には、同じ光ファイバー上に複数のサービスが重畳されるため、両サービスの会計分離には難しい面があり、光IP電話への補てんは同時にブロードバンドサービスへの補てんにもなり得ますので、補てんを行う場合は、ブロードバンドサービスにおける競争環境に大きく影響を与えることがあるものと考えます。</p> <p>今後、光IP電話に補てんを行うことについて検討を行う場合においては、慎重な取扱いをしていただきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STNet】</p>	<p>賛同のご意見として承る。なお、答申(案)に示したとおり、今後、光IP電話に補填を行うことについて検討を行う場合においては、公正な競争環境への影響についても留意していく必要があると考えられる。</p>
<p>仮に今後、光IP電話に補てんすることとなった場合、補てんによる交付金が、光ブロードバンドのインフラ整備費用や営業費用に転用されることのないよう、会計の透明性が確保されることが必須と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社九州通信ネットワーク株式会社】</p>	<p>同上</p>
<p>補填を受ける適格電気通信事業者が補填資金をユニバーサルサービスの維持以外の用途(特にFTTHの販促等)に流用することを防止するため、同事業者に対し会計報告の一層の峻別化等により透明性を担保する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>同上</p>

## 第5章 今後の移行の進展等に伴いさらに検討すべき課題

<p>意見33 今後検討が必要な諸課題について、具体的な移行のタイムスパンや検討のスケジュールの見通しを提示すべき。</p>	<p>考え方33</p>
<p>今回の答申(案)では、今後検討が必要な諸課題について具体的な移行のタイムスパンや検討のスケジュールが示されていないが、国民利用者や市場の予見性を高め、「移行期後」の制度体系への円滑な移行を図るためにも、早晩この見通しをご提示いただきたい旨要望します。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>今後の移行の進展等に伴いさらに検討すべき課題については、IP網への円滑な移行の進展に支障をきたさないよう適時適切に検討していくべきと考えられる。</p>

### 第1節 自治体IRU地域におけるIRU提供期間終了後の扱い

<p>意見34 IRU期間終了後の扱いについて、早期に整理を図るべき。</p>	<p>考え方34</p>
<p>IRU方式でのサービス提供においては、国等からの補助金を活用して自治体が構築した設備を借り受けることを前提に低廉なユーザ料金が実現可能となっています。このため、IRU方式での光IP電話を、ユニバーサルサービスとして現行と同様の提供条件で継続的に維持していくためには、現行のIRU方式におけるスキームがIRU期間終了後(概ね10年)も必要となることから、期間終了後の自治体からの設備提供方法等について、早期に整理を図っていただく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>ご指摘の点については、ユニバーサルサービス制度において何らかの仕組みの構築が必要か否か、今後の自治体IRU地域におけるサービスの提供の実態等も踏まえ、引き続き検討していくべき課題と位置づけられると考えられる。</p> <p>なお、この問題は、ブロードバンドネットワークの維持と関わる問題でもあるため、将来の制度全体の在り方も視野に入れつつ検討することが適当と考えられる。</p>
<p>意見35 将来、設備の更新投資が必要となった場合、その時点での設備や利用の状況を踏まえて判断すべきことであるとする答申(案)の考え方は適切。</p>	<p>考え方35</p>
<p>将来、設備の更新投資が必要となった場合には、ユニバーサルサービスを前提にするのではなく、誰がどういった補てんをするかについて、その時点での設備や利用の状況を踏まえて判断すべきことであるとする答申(案)の考え方は適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STNet】</p>	<p>賛同のご意見として承る。</p>

## 第2節 NTT東・西が検討中のメタルアクセスのままIP網に收容される電話の扱い

<p>意見36 メタルアクセスのNGN收容を認めるのであれば、公正な接続条件を担保する上で必要となる機能を開放すべき。</p>	<p>考え方36</p>
<p>「加入電話と同程度の料金水準のメタルIP電話」について、ユニバーサルサービスの対象とするか否かにかかわらず、NTT東・西のメタルアクセスのNGN收容を認めるのであれば、技術的にどのような仕組みで提供されるのか等を見極めた上で、これまでの競争の成果を損なわないよう、NGNについて、公正な接続条件を担保するうえで必要となる機能を開放すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>メタルのIPネットワークへの收容については、現時点ではNTTの検討を待って対応することとなるが、関係事業者、利用者に与える影響が大きいことにも配慮しつつ、検討が行われることが望ましいと考えられる。</p> <p>なお、こうしたサービスが実際に提供される場合には、改めてユニバーサルサービスの範囲について検討を行うこととなるが、ご指摘の点については、公正な接続条件を担保する観点から必要に応じ検討が行われるべき課題と考えられる。</p>
<p>意見37 メタルアクセスのままIP網に收容される電話の扱いについては、基本的方向性に示される「将来的なメタル撤去」の促進を図る観点から、ユニバーサルサービスの対象に追加すべきではない。</p>	<p>考え方37</p>
<p>「今後の移行の進展等に伴いさらに検討すべき課題」として挙げられているメタルアクセスのままIP網に收容される電話の扱いについては、基本的方向性に示される「将来的なメタル撤去」の促進を図る観点から、ユニバーサルサービスの対象に追加すべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>メタルのIPネットワークへの收容については、現時点ではNTTの検討を待って対応することとなるが、関係事業者、利用者に与える影響が大きいことにも配慮しつつ、検討が行われることが望ましいと考えられる。</p> <p>なお、こうしたサービスが実際に提供される場合には、改めてユニバーサルサービスの範囲について検討を行うこととなるが、幅広い観点から検討が行われるべき課題と考えられる。</p>

## 第3節 NTT東・西以外の事業者が、特定の地域全域に光IP電話を提供可能な場合の扱い

<p>意見38 0AB～J-IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合には、適格事業者の業務区域設定を「県単位」ではなく「市町村単位」などにした上で、各地域ごとに自由に開かれた参入形態が確保されるべき。</p>	<p>考え方38</p>
<p>新たに0ABJ-IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合には、0ABJ-IP電話を</p>	<p>答申(案)にも示したとおり、今後、NTT東・西以外の事業者が</p>

<p>提供する適格電気通信事業者への補填も事業開始当初より行い、これまでの「県単位」ではなく「市町村単位」などの現実性を踏まえたより柔軟な業務区域設定を行った上で、各地域ごとに所要の要件を満たす事業者(ケーブルテレビ事業者を含む。)に対し自由に開かれた参入形態が確保されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>サービスを担うことが増加する場合には、現状では、都道府県単位とする適格電気通信事業者の業務区域の在り方等について、検討していく必要があると考えられる。</p>
--	--

#### 第4節 光ファイバ以外の技術の扱い

<p>意見39 「光の道」推進にあたっては、FTTHに限定することなくCATVや無線など様々なアクセス手段についても検討すべき。</p>	<p>考え方39</p>
<p>「光の道」推進にあたっては、光ファイバが主要な手段であるものの、CATVや無線など様々な手段によって現状の加入電話とほぼ同等の「音声通話」の実現が可能となっていることを踏まえて検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>答申(案)にも示したとおり、「光の道」構想においては、一部のケーブル(HFC)や無線ブロードバンド通信システムにも、一定の代替的役割が期待されており、今後、あまねくブロードバンドを実現するための検討過程において、技術中立性の観点等も踏まえ、光ファイバ以外の技術を利用する場合の扱いについて改めてユニバーサルサービスに含まれるか否かを検討していくことが適当と考えられる。</p>
<p>技術中立性を保つためにもサービスの便益性を考慮した、FTTHに限らない多様なアクセス網が対象になることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>同上</p>
<p>ケーブルテレビのネットワークは現在多くがHFCですが、①HFCからFTTHへの移行(HFCのFTTH化)は技術的に極めて容易であり、また②ケーブルテレビの提供するOABJ-IP電話は光IP電話に比べ品質的にも遜色がありません。また、ブロードバンドアクセス時代において、今後特に条件不利地域等において適格電気通信事業者の指定を受けることを希望する事業者が少なからず存在するという事情があります。これらを踏まえ、技術的中立性及びサービスの便益性等の観点から、アクセスラインの形態は必ずしも光網(FTTH)に限定する必要はないと考えます。</p> <p>この考え方は、「光の道」戦略大綱の「主に想定する技術はFTTHとし、一部のケーブル</p>	<p>同上</p>

<p>(HFC)等にも一定の代替的役割を期待する」旨の記述とも整合的ですが、仮に光 IP 電話のみをユニバーサルサービスの対象とした場合、条件不利地域等において、メタル回線の撤去後も不採算等の理由から FTTH が整備される見込みがないものの HFC により既に超高速ブロードバンド網が整備されている地域において、光 IP 電話のためだけに HFC の上に採算の取れない FTTH 網を整備する必要が生じてしまうといった二重投資問題が現実が発生しうる可能性があります。(資源の無駄であり、戦略大綱の記述とも不整合。)</p> <p>また、メタル回線の撤去によって加入電話が提供されなくなった地域でも、光に限定されないIP電話による補完が可能になれば、NTT東西のメタル回線の撤去促進及び超高速ブロードバンドの全国普及が同時に加速される効果も考えられます。</p> <p>つまるところ、現状では利用者にとってアナログ電話に代わる一定の機能、品質を有する電話役務が利用できることが肝要であって、この手段を光のみに限定することは合理性を欠く整理といえます。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	
<p>答申(案)にもあるとおり、技術中立性の観点等も踏まえ、光ファイバ以外の技術を利用したOAB～J-IP電話についてもユニバーサルサービスの対象とすることについて、検討する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>同上</p>
<p>意見40 携帯電話をユニバーサルサービス制度の対象とすることについて検討すべき。</p>	<p>考え方40</p>
<p>以下の点等を踏まえると、携帯電話は、既にユニバーサルサービスの存在になっていると考えられることから、何よりもまず、携帯電話をユニバーサルサービス制度の対象とすることについて検討することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入数が1億台を超える状況にあること</li> <li>・ 機能面等で加入電話とほぼ同等であること</li> <li>・ 電池性能が向上し、また充電方法の多様化が進展しており、停電時において光IP電話よりも通話の確保が見込めること</li> </ul>	<p>携帯電話は、加入電話と比較すると料金が高く、依然、利用できない地域も残っていること、利用実態についても世代間・地域間でばらつきがみられることから、ユニバーサルサービスとすることについては、引き続き、普及状況や利用実態を踏まえ慎重に検討していく必要があると考えられる。</p> <p>また、現行のユニバーサルサービスとの関係についても、確保すべき「最低限の通信」の概念をどのように考えるか、といった観</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動体通信の通信回数・通話時間は、ともに増加傾向で、固定通信を上回っている状況にあること</li> </ul> <p>また、周波数再編により、相当の帯域確保を検討していることや、データ通信速度等の高速化が見込まれること等を踏まえると、今後更に、情報へのアクセスツールあるいはコミュニケーションツールとしての活用が広がると想定され、それに比例してユニバーサルサービスの地位も一層強まるものと考えます。</p> <p>そのため、これまでも携帯電話をユニバーサルサービスの対象とすること等について検討がなされてきたところではありますが、多くは、加入電話を前提としたユニバーサルサービス制度の検討のなかで、付随的に行われたものですので、今一度、携帯電話に焦点を絞って検討いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>点からの整理も必要と考えられる。</p>
<p>携帯電話の利用状況から見れば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(どこでも利用可能)利用可能エリアは確実に広がっている。</li> <li>・(不可欠なサービス)ほぼ一人一台に迫る普及率</li> <li>・(利用可能な料金)相対的に加入電話よりも高価だが、普及率と利用実態からは利用可能な料金であると言えることから、本来のユニバーサルサービスの定義において、携帯電話は光IP電話以上にユニバーサルサービスとしてふさわしいものであると考えられます。</li> </ul> <p>携帯電話もユニバーサルサービス化されることにより、光IP電話と同様不採算地域へのサービス提供が図られ、よりユニバーサルサービスとしてふさわしいものになると考えられます。メタルから光への移行を促すことを目的とした今回の見直しの趣旨からははずれますが、携帯電話のユニバーサルサービス化について引き続き検討を進めていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STNet】</p>	<p>同上</p>
<p>意見41 携帯電話のユニバーサルサービス対象化については、現実的かつ合理的とは言い難い。</p>	<p>考え方41</p>
<p>携帯電話のユニバーサルサービス対象化について答申(案)では、「慎重な検討が必</p>	<p>携帯電話は、加入電話と比較すると料金が高く、依然、利用で</p>

要」とされているところですが、そこに示されている普及状況やサービスエリア、料金水準等の利用実態に加え、以下の点を踏まえると、現実的かつ合理的とは言い難いと考えます。

- ①携帯電話は、競争環境の中、技術革新に伴いサービスが急速に高度化・多様化しているため、特定のサービスを維持するというユニバーサルサービスの概念に馴染まないこと。
- ②携帯電話の技術的特性により、電波が面的にカバーするエリアであっても、不感地帯が発生したり、また、混雑時にアクセスできない等、加入電話と同水準の公平で安定的な通信を提供することが本質的に難しいこと。
- ③携帯電話は移動通信手段として居住地だけではなく移動中も利用できることが求められるが、日本全土を面的にカバーすることは現実的ではないこと。
- ④固定電話に加え、携帯電話もユニバーサルサービスの対象とすることは、固定と移動という2つの通信手段を社会全体で維持・負担していくことにつながるが、国民生活における不可欠性や維持コストとのバランスを鑑み、国民のコンセンサスを得る必要があること。
- ⑤諸外国でも携帯電話を義務としてのユニバーサルサービスに位置付けている事例はなく、ましてや面的カバー100%を義務づけている事例もないこと。

【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】

きない地域も残っていること、利用実態についても世代間・地域間でばらつきがみられることから、ユニバーサルサービスとすることについては、引き続き、普及状況や利用実態を踏まえ慎重に検討していく必要があると考えられる。

また、現行のユニバーサルサービスとの関係についても、確保すべき「最低限の通信」の概念をどのように考えるか、といった観点からの整理も必要と考えられる。

なお、ご指摘の点については、参考意見として承る。

## 第6章 「光の道」構想の実現後を見据えたその他の課題

### 第1節 「光の道」構想実現後のユニバーサルサービスと諸課題

<p>意見42 ブロードバンドアクセスの検討について、ブロードバンドサービスの拡大スピードを見据え、検討時期を想定しつつ検討を開始すべき。</p>	<p>考え方42</p>
<p>今後、ブロードバンドアクセスを念頭に入れたユニバーサルサービスの議論が行われると考えますが、次期ユニバーサルサービス制度については、「具体的なサービス」、「サービス提供者」、「コスト負担の在り方」など、現行制度からの抜本的な見直しが必要と考えますので、ブロードバンドサービスの拡大スピードを見据え、検討期間も考慮に入れたロードマップを想定しつつ検討を開始する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】 【イー・モバイル株式会社】</p>	<p>「光の道」構想が実現した段階のブロードバンドアクセスを前提としたユニバーサルサービスの在り方については、国民的なコンセンサスが必要である。また、「移行期」までのユニバーサルサービスとは質的に異なり、新たな制度の枠組みが必要となると考えられることから、その基本的な考え方についても大きく変更が必要と考えられる。ご意見は、今後、こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。</p>
<p>意見43 ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスとすることについては、具体的かつ詳細な制度設計や設備競争への影響分析等を行うなかで、その是非を含めて検討すべき。</p>	<p>考え方43</p>
<p>ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスとすることについては、制度そのものの具体的内容が整理されていない現段階で、その導入ありきで考えることは適当ではないと考えますので、具体的かつ詳細な制度設計や設備競争への影響分析等を行うなかで、その是非を含めて検討していくことが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>「光の道」構想が実現した段階のブロードバンドアクセスを前提としたユニバーサルサービスの在り方については、国民的なコンセンサスが必要である。また、「移行期」までのユニバーサルサービスとは質的に異なり、新たな制度の枠組みが必要となると考えられることから、その基本的な考え方についても大きく変更が必要と考えられる。ご意見は、今後、こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。</p>
<p>意見44 多様な事業者によるサービスの提供を前提とした「ブロードバンド」の維持・確保の制度に転換すべき。</p>	<p>考え方44</p>
<p>ユニバーサルサービス制度は、通信の自由化の進展・公正競争の活性化を前提とした地域サービスの維持制度のため、競争中立性も重要なテーマであると考えております。事業者のインセンティブを損なわないよう、また独占回帰とならないよう、現在の特定</p>	<p>答申(案)に示すとおり、「光の道」構想が実現した段階のブロードバンドアクセスを前提としたユニバーサルサービスの在り方については、現行のNTT法を前提とした「電話」の維持・確保の制度</p>



<p>事業者への補てん制度から、競争中立性を保つオープンな補てん制度への変更について検討が必要です。</p> <p>NTTの電話の維持・確保から、多様な事業者によるサービスの提供を前提とした「ブロードバンド」の維持・確保への制度転換の考え方について賛成いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>から、多様な事業者によるサービスの提供を前提とした「ブロードバンド」の維持・確保の制度への転換が必要ではないかといった点が検討課題となる旨を指摘しており、答申(案)に賛同するご意見として承る。</p>
<p>ユニバーサルサービス制度の国民への重要度に鑑み、通信の自由化の進展および技術的な多様性の進捗に伴い制度の見直しを行い、競争環境の維持、技術的中立性の観点から「光の道」構想の実現へのインセンティブを損なわない制度にしていくことが肝要です。このため、本制度におけるユニバーサルサービスの担い手及び補填等の対象については、特定の事業者の特定のサービスに限定することなく、競争中立性が確保される開かれた制度が必要と考えます。</p> <p>「光の道構想」の目指すアクセス網の高速ブロードバンド化、及び音声・映像・データの区別なく情報をやり取りするIP化の流れを踏まえれば、近い将来ユニバーサルサービスからブロードバンド網によるユニバーサルアクセスへの移行は自明と考えられます。</p> <p>このような流れの中で、現行のNTT東西による「電話役務」の維持・確保のための制度から、多様な事業者による多彩なサービスの提供を前提とした「ブロードバンド」の維持・確保の制度に転換し、事業者間の公正な競争によりブロードバンド利用を促進していくことが重要と考えます。ブロードバンドの整備・維持に関しては、「光の道」構想実現に向け、前倒して事業者中立的な運用補填を行うことも考えられ、これにより公正な競争と民間企業による自由参入がさらに確保されることを期待致します。</p> <p style="text-align: center;">【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>同上</p>
<p>意見45 将来的なユニバーサルサービスの在り方も含め、定量的な評価、基本三要件の整理、公正かつ健全な競争環境の実現の観点から検討も行っておくべき。</p>	<p>考え方45</p>
<p>答申案については、「光の道」の推進に資する目的で、近年において、FTTHや携帯電話等のブロードバンドの急速な発展による加入電話契約者が減少している背景とPSTNと光IPの二重投資を回避する目的で、光IP電話をユニバーサルサービスの対象範囲とする検討が行われたものと認識しています。</p>	<p>答申(案)においては、「加入電話に相当する光IP電話」の範囲について、今後、サービスの提供状況や利用動向等を注視しつつ検討を行うこととしており、今後の検討に当たっての参考意見として承る。</p>

<p>しかしながら、当社としては、将来的なユニバーサルサービスの在り方も含めて、さらに以下の観点で検討を行っておく必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定量的な評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的にどのような実効的な効果が期待できるかの把握と継続的なフォローアップ</li> </ul> </li> <li>・ユニバーサルサービスの基本三要件の整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>「移行期」においても、利用者における基本三要件の考え方に変更が生じないこと、並びに利用者の利便性の低下がないこと</li> </ul> </li> <li>・公正かつ健全な競争環境の実現 <ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルサービスを提供する特定の事業者が競争上優位にならないこと</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】 【イー・モバイル株式会社】</p>	<p>なお、答申(案)では、今後の移行の進展等に伴いさらに検討すべき課題、「光の道」構想の実現後を見据えた課題等も指摘しており、ユニバーサルサービス制度については、今後とも適時適切に見直しを行って行くことが適当であると考えられる。</p>
--	---

## 第2節 ブロードバンドの整備・維持についての考え方

<p>意見46 移行期において、多様な技術によって「光の道」を推進していくため、超高速ブロードバンドサービスの整備・維持のための新たな枠組みに関する検討を速やかに開始すべき。</p>	<p>考え方46</p>
<p>将来の「光の道」実現に向けた高コスト地域の超高速ブロードバンドサービスの整備・維持については、NTT東・西に限らず民間の活力を生かして進めていくべきであり、CATVや無線等の多様な技術で様々な事業者がユニバーサルサービスを支えていくことが考えられます。</p> <p>上述の観点から、移行期において、これらの多様な技術によって「光の道」を推進していくためには、現行のユニバーサルサービス制度とは別の、超高速ブロードバンドサービスの整備・維持するための新たな枠組みに関する検討を速やかに開始することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>ユニバーサルサービス制度とは別の新たな枠組みによるブロードバンドサービスの整備等の支援については、今後の情報通信政策全体の検討の中で必要に応じて検討していくことが適当と考えられる。</p> <p>また、ブロードバンドアクセスの維持に関して、ユニバーサルサービス又はそれに類似した制度の対象と位置づけ、補填を行っていくということについては、国民的なコンセンサスの形成を前提に、その維持費用の算定方法や負担方法等を含め、適時適切に検討を行っていくことが適当と考えられる。</p>
<p>意見47 ブロードバンドサービスについて現行制度と類似の運用補填が必要。</p>	<p>考え方47</p>

<p>ブロードバンドサービスについての適用ですが、現行制度と類似の運用補てんスキームが必要であると考えます。</p> <p>「光の道」構想では、未整備の約10%の基盤整備方法について検討が行われておりますが、その中には運用補てんが必要な不採算地域が含まれています。</p> <p>当社は、ここでは公設民営等での基盤整備を提案し、民間企業が地域ごとに自由に参入できる形態を主張していますが、「多様な事業者によるサービスの提供を前提とした制度転換」は公正競争の活性化に加え、地域の活性化のためにも最も重要な事項と考えます。</p> <p>対して、現制度では特定事業者のみの補てんが行われており、このままでは公正な競争環境を歪めかねないと考えます。</p> <p>例えば、地域をまたがる大手事業者が、採算が取れる地域と取れない地域間の利益補てんを行うことは、競合事業者ばかりか不採算地域のみ参入事業者にとって不公正になることが想定されます。</p> <p>これは新規・既存事業者（電力系通信事業者やケーブルテレビ事業者等）などの新規参入インセンティブを低下させ、業界活性化のための多様化を阻むことになりかねません。</p> <p>よって、競争中立性を保つために「多様な事業者によるサービスの提供を前提とした制度転換」を行い、重ねて運用補てんは体力のある大手事業者との間の公正な競争を担保するためにも事業開始当初から行われることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>ブロードバンドアクセスの維持に関して、ユニバーサルサービス又はそれに類似した制度の対象と位置づけ、補填を行っていくということについては、国民的なコンセンサスの形成を前提に、その維持費用の算定方法や負担方法等を含め、適時適切に検討を行っていくことが適当と考えられる。</p>
<p>意見48 民間の通信事業者が参入することが見込まれない公設公営によりブロードバンドを運営する地域に対しては、出来る限り早期に新たな支援をすべき。</p>	<p>考え方48</p>
<p>移行期におきましては、地域や自治体間において、大きな格差が生じているのではないのでしょうか。</p> <p>本村のように与えられた現状で精一杯努力してきたにも関わらず、光IP電話を整備できる要件を備えるまでには至らず、苦渋を受けるような地域にとって、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話又は加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」とする今回の結</p>	<p>ブロードバンドサービスの整備等への支援については、今後の情報通信政策全体の検討の中で必要に応じて検討していくことが適当と考えられる。</p> <p>また、ブロードバンドアクセスの維持に関して、ユニバーサルサービス又はそれに類似した制度の対象と位置づけ、補填を行って</p>

論は越えることができない要件であると考えます。

また、「光の道」の実現に向けた高コスト地域の超高速ブロードバンドサービスにおける負担の考え方では、必要に応じて、又は適時適切に検討をされることが適当というような意見を述べられていますが、現実にこれだけの格差がある中で、いつの時期がこれに当たるのか、憂慮されるところでございます。

高コスト地域への支援を検討する時期が遅くなれば遅くなるほど、地域間の格差は積み重なり、年々、住民の負担と不安は大きく増加するものと考えます。

検討する時期の一つの基準として、全国でその整備率がほぼ100%となると見込まれる2015年が示されておりますが、本村の情報化は、既に本格的に発進しています。

村では、決して、標準的なものを超えるような機能を求めていることはなく、必要なナショナルミニマムの達成のため、未だに基本的な生活環境整備が続いている離島の小規模自治体にとっては、とても大きな負担でございます。

どうか、民間の通信事業者が参入することが見込まれないような特異条件下にある地域の実情を今一度ご理解を賜り、出来る限り早い時期に新たな支援がいただけますようご配慮願います。

【鹿児島県十島村】

いくということについては、国民的なコンセンサスの形成を前提に、その維持費用の算定方法や負担方法等を含め、適時適切に検討を行っていくことが適当と考えられる。

ご意見は、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。